

エイズ施策評価検討会開催要領

1 目的

「エイズ施策評価検討会」（以下「評価検討会」という。）は、厚生労働省健康局長が参集を求める有識者等により、後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）の施策の推進状況について専門的な評価及び検討を行い、以後の施策推進に対する意見を聴取することを目的として開催する。

2 検討事項

エイズ予防指針に関する国、都道府県等の取り組み状況について評価を行うこと。

3 評価検討会の構成

- (1) 評価検討会に参集を求める有識者は15名以内とし、エイズ対策に精通した学識等を有するものとする。
- (2) 任期は2年とする。ただし、再任を妨げるものではない。

4 座長の指名

座長は、評価検討会構成員の中から互選により選出する。

5 評価検討会の開催

評価検討会は必要に応じ、座長が召集する。

6 会議の公開

- (1) 評価検討会の会議は公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、会議を非公開とすることができる。
- (2) 座長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

7 議事録

- (1) 評価検討会における議事は、次の事項を定め、議事録に記載するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した評価検討会委員の氏名
 - ③ 議事となった事項
- (2) 議事録は公開とする。ただし、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は知的財産権その他個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合には、座長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- (3) 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、座長は非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開しなければならない。

8 庶務

評価検討会の庶務は、厚生労働省健康局疾病対策課において処理する。

9 雑則

この開催要領に定めるほか、評価検討会の運営に必要な事項は、座長が定める。